

『介護保険負担限度額認定』の申請について

所得の低い方が、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）へ入所・入院する際やショートステイを利用する際の食費・居住費を軽減しています。次の要件を満たす方が、認定の申請をし「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けることにより利用することができます。

【対象の方】（次のいずれにも該当する方が対象になります）

- 住民税非課税世帯であること（別世帯にいる配偶者も含む／婚姻届を提出していない事実婚も同様）
※配偶者にあたる方がおられる場合、申請書の「配偶者に関する事項」にご記入ください。
- 本人及び配偶者の預貯金等の合計額が一定以下であること
※要件については裏面をご覧ください。

【申請に必要なもの】

- 預貯金（普通・定期・定額）の通帳や証書、有価証券等のコピー

預貯金等の種類	添付書類
預貯金 （普通・定期・定額） 本人及び配偶者名義 のすべての通帳（証書）	●通帳の写し （インターネットバンキングも可） ①金融機関名・店名・口座番号・口座名義の記載されたページ（見開きのページ） ②申請日の直近から原則2か月前までのページ（記帳してからコピーをお取りください。直近の年金振込が確認できるページも含むこと） 金融機関が遠隔地にあり、記帳が難しい場合は、直近2か月以内の取引明細書（残高が確認できるもの）でも可です。 ※ネットバンクの場合は上記①②が記載されているウェブページを印刷して添付 ※本人及び配偶者名義のすべての通帳について、残高の多少に関わらず必要です。 ●定期貯金・定額貯金・定期積立がある場合は、通帳や証書の写し ※総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ（無し）」の場合でも、その部分の写し（白紙のページ）を添付
有価証券・投資信託（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（①②が確認できるもの） ① 銘柄、保有数 ② 申請日の1週間前までの期間に記帳されている口座残高 ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書、借入金残高証明書など、直近の借入残高が確認できる書類の写し ※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します

※生命保険、自動車保険、装身具、装飾品等、絵画、骨董品、家財等は預貯金等の対象外です。

申請書の記入もれ及び必要書類が添付されていない場合は、審査・認定ができませんのでご注意ください。申請書には裏面もあります。もれなく記入してください。

※不正に負担軽減を受けた場合は、それまでに受けた額に加え、最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

（裏面も必ずご覧ください）

介護保険負担限度額の判定基準について

～介護施設を利用するときの居住費と食費～

・介護サービス利用時の自己負担額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{サービス費用の} \\ \text{1割～3割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{日常生活費} \\ \text{(理美容など)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{居住費} \\ \text{(滞在費)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食費} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担額} \\ \hline \end{array}$$

・居住費(滞在費)・食費の負担限度額(1日当たり)

(日額)

利用者負担段階	預貯金等資産要件	居住費等					食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床 室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、療養等)	多床室	
第1段階 ○生活保護受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階 ○世帯全員が 住民税非課税 で、前年の課税年金・非課税 年金収入額+その他の合計所 得額が年間で80万円以下の 方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	390円 (600円)
第3段階 ① ○世帯全員が 住民税非課税 で、前年の課税年金・非課税 年金収入額+その他の合計所 得額が年間で80万円超120 万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円 (1,000円)
第3段階 ② ○世帯全員が 住民税非課税 で、前年の課税年金・非課税 年金収入額+その他の合計所 得額が年間で120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円 (1,300円)

※ ショートステイを利用した時は()内の金額となります。

※ 65歳未満の人は収入などに関係なく、預貯金などの合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下であることが条件です。

利用者負担段階の判定に用いる収入に、非課税年金も勘案します

負担の公平性を確保する観点から、課税年金(老齢年金など)と同様に、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含めて判定します。

【非課税年金に含まれるもの】

日本年金機構又は共済組合等から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金

具体的には…「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

(※年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などをご覧ください)

【非課税年金に含まれないもの】

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは判定の対象となりません。

※申請書の申請事由「非課税年金受給状況」欄に、非課税年金受給の有無(受給の場合は遺族年金・障害年金の別、年金保険者の別)を記入してください。